# 水先法施行規則 （昭和二十四年運輸省・経済安定本部令第一号）

## 第一章　総則

#### 第一条（用語）

この省令において使用する用語は、水先法（昭和二十四年法律第百二十一号。以下「法」という。）及び水先法施行令（昭和三十九年政令第三百五十四号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

## 第二章　免許

#### 第一条の二（免許の申請）

水先人の免許を受けようとする者は、第一号様式による申請書に写真（単独、上半身、脱帽、正面で申請前六箇月以内に撮影した名刺形台紙なしのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。次項、第五条第一項及び第九条第二項において同じ。）二葉及び次に掲げる書類を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。

###### 一

登録水先人養成施設の課程を修了した者であつて、第十四条第一項の規定により当該課程を修了したことを証明する書類を提出していない者にあつては、当該書類

###### 二

以前に水先人であつた者にあつては、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し及び海技免状の写し

###### 三

水先人であつて、上級の資格についての水先人の免許を受けようとする者にあつては、下級の資格についての水先免状

##### ２

前項の規定による写真は、水先人名簿及び水先免状に各一葉をはるものとする。

##### ３

第一項の規定による免許の申請は、次に掲げる期間内に行わなければならない。

###### 一

登録水先人養成施設の課程を修了した者

###### 二

法第五条第二項の規定により、水先人の免許を受けようとする者

#### 第一条の三（危険物積載船）

令第一条第一項の国土交通省令で定める危険物は、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第二条第一号に規定する危険物であつて次の各号に掲げるものとする。

###### 一

火薬類（その数量が、爆薬にあつては八十トン以上、次の表の上欄に掲げる火薬類にあつてはそれぞれ同表の下欄に掲げる数量をそれぞれ爆薬一トンとして換算した場合に八十トン以上であるものに限る。）

###### 二

ばら積みの高圧ガスで引火性のもの

###### 三

ばら積みの引火性液体類

###### 四

有機過酸化物（その数量が二百トン以上であるものに限る。）

##### ２

前項の火薬類、高圧ガス、引火性液体類及び有機過酸化物には、船舶に積載しているこれらの物で当該船舶の使用に供するものは含まないものとする。

##### ３

第一項第二号又は第三号に掲げる危険物を積載していた船舶で当該危険物を荷卸し後ガス検定を行い、火災又は爆発のおそれのないことを船長が確認していないものは、令第一条第一項及び第五条の適用については、その危険物を積載しているものとみなす。

#### 第一条の四（乗船履歴等）

法第五条第一項第一号の国土交通省令で定める乗船履歴又は水先業務に従事した経験及び海技士の免許は、次の表の上欄に掲げる資格に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる乗船履歴又は水先業務に従事した経験及び同表の下欄に掲げる資格と同一の又はこれより上級の資格についての海技士の免許とする。

##### ２

前項の乗船履歴の乗船期間は、次により計算する。

###### 一

乗船の日から起算し、末日は終了しないときでも一日として算入する。

###### 二

乗船期間が連続しないときはこれを合算し、一箇月未満の乗船日数は、三十日になるときは一箇月とし一年未満の乗船月数は、十二箇月になるときは一年とする。

#### 第一条の五（登録水先人養成施設の修了に代わる航海の実歴）

法第五条第二項の規定による航海に従事した実歴は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

###### 一

前条第一項の表の中欄に規定する船長として、水先人試験の受験の申請前一年間に、関門水先区においては三十六回以上、その他の水先区においては二十四回以上当該水先区における航海に従事したこと。

###### 二

水先区に水先人がいない場合において、水先人試験の受験の申請前一年間に二十四回以上当該水先区において法第二条第一項の水先と類似の行為を行つたこと。

#### 第二条（免許等の告示）

国土交通大臣は、免許を与え、又は取り消したときは、その旨を官報に告示しなければならない。

#### 第三条（水先人名簿の登録事項）

水先人名簿には、次の事項を登録する。

###### 一

資格の別

###### 二

免許番号及び免許年月日

###### 三

免状番号及び免状交付年月日

###### 四

免許の更新をしたときはその年月日

###### 五

水先区の名称

###### 六

本籍の都道府県名

###### 七

氏名

###### 八

出生の年月日

###### 九

水先免状を再交付したときはその旨並びに事由及び年月日

###### 十

法第十三条の規定による身体検査に合格したときはその旨及び年月日

###### 十一

水先人試験合格の年月日

###### 十二

業務の停止又は戒告の処分をしたときはその旨並びに事由、期間及び年月日

#### 第三条の二（水先免状の様式）

水先免状の様式は、第二号様式とする。

#### 第四条（登録事項及び水先免状の訂正）

水先人は、本籍の都道府県名又は氏名に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を記載した書面に戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写しを添えて国土交通大臣に水先人名簿の登録事項及び水先免状の訂正を申請しなければならない。

#### 第五条（水先免状の再交付）

水先人は、水先免状を破り、汚し、又は失つたときは、遅滞なく、第三号様式による再交付申請書に写真二葉を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。

##### ２

前項の規定により水先免状の再交付を申請した後、失つた水先免状を発見したときは、発見した日から十日以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

#### 第六条（水先免状の返納）

水先人は、法第六条各号のいずれかに該当したとき又はその業務を廃止したときは、その事実があつた日又はその事実を知つた日から十日以内に、その事由を記載した書面を添えて水先免状を国土交通大臣に返納しなければならない。

##### ２

水先人が失踪そう  
の宣告を受け、又は死亡したときは、同居の親族又は水先免状を保管する者が、前項の手続をしなければならない。

#### 第七条（水先免状の提出）

水先人は、法第五十九条又は法第六十条第二項の規定により水先人の業務の停止の処分を受けたときは、水先免状を国土交通大臣に提出しなければならない。

##### ２

国土交通大臣は、前項の規定により提出された水先免状を業務の停止期間中保管し、その期間満了の後これを返さなければならない。

#### 第七条の二（水先人名簿の登録の抹消）

国土交通大臣は、海難審判法第三条の裁決により水先人の免許が取り消されたとき又は第六条の規定による返納があつたときは、水先人名簿の登録を抹消する。

#### 第八条（無効の告示）

国土交通大臣は、第六条の規定に該当する者が同条の規定に違反して水先免状を返納しないとき又は水先人が第七条第一項の規定に違反して水先免状を提出しないとき若しくは水先免状を失つたときは、当該免状を無効とし、その旨を官報に告示しなければならない。

#### 第九条（免許の更新）

法第十条第一項の規定による国土交通省令で定める者の国土交通省令で定める免許の有効期間は、次の各号に掲げる者に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

###### 一

二級水先人又は三級水先人であつて初めて水先人の免許を受けた者

###### 二

水先人の免許を受け、又は更新をした日において満六十五歳以上である者

###### 三

水先人の免許を受け、又は更新をした日において満六十四歳である者

##### ２

水先人は、法第十条第二項の規定により免許の更新を受けようとするときは、期間満了前六十日から三十日までの間に、第四号様式による申請書に写真二葉及び次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

###### 一

水先免状

###### 二

登録水先免許更新講習の課程を修了したことを証明する書類（更新を受けようとする水先人の免許の更新後の有効期間の起算日前一年以内に課程を修了したことを証明するものに限る。）

##### ３

法第十条第四項の規定により国土交通大臣が試験をする場合は、次のとおりとする。

###### 一

水先人が免許の更新の申請前二年間に業務に従事していないとき。

###### 二

水先人が免許若しくは前回の免許の更新を受けてから更新の申請をするまでの間に三回以上業務の停止の処分を受けたとき（この場合において戒告の処分は、二回をもつて停止の処分一回とみなす。）

###### 三

前二号に掲げるもののほか、水先業務を行うために必要な能力を現に有するかどうかを確認するとき。

##### ４

前項の規定により試験を受けなければならない者は、受験申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

##### ５

国土交通大臣は、試験期日の三十日前までにその試験を行う期日及び場所を当該申請をした者に通知しなければならない。

##### ６

第十八条及び第十九条の規定は、法第十条第四項の規定による試験について準用する。

#### 第九条の二（免許の更新期間前の更新）

前条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により水先人の免許の有効期間の更新を申請することができる期間（以下この条において「更新期間」という。）の全期間を通じて本邦以外の地に滞在する者その他のやむを得ない理由のため更新期間内に免許の更新を受けることが困難であると予想される者は、その事実を証明する書類を添えて、当該更新期間前に当該水先人の免許の有効期間の更新を申請することができる。

##### ２

前条第二項の規定にかかわらず、二以上の水先人の免許を受有する者であつて、当該二以上の水先人の免許のうち同項の規定により有効期間の更新を申請することができるもの（第四項において「更新期間内水先免許」という。）の有効期間の更新を申請するものは、他の水先人の免許についての更新期間前の更新の申請を同時にすることができる。

##### ３

国土交通大臣は、前項の規定による有効期間の起算日の変更に係る水先人の免許の有効期間の更新をしたときは、水先人名簿の登録事項を変更し、水先免状を交付する。

##### ４

第二項の規定により更新期間前に有効期間が更新された水先人の免許の有効期間の起算日は、更新期間内水先免許が更新された場合における当該更新期間内水先免許の有効期間の起算日とする。

#### 第九条の三（以前に水先人であつた者に対する試験）

法第十一条の規定により国土交通大臣が試験をする場合は、以前に水先人であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

###### 一

法第六条第二号から第六号までに該当する者が当該各号それぞれに規定する期間を経過した場合

###### 二

水先人の免許の有効期間が経過した場合

###### 三

前二号に掲げる場合のほか、水先人の免許の申請前二年間に当該水先区における業務に従事していない場合

##### ２

前項の規定により試験を受けなければならない者は、受験申請書に国土交通大臣の定める医師の別表第一に掲げる検査各項目についての健康証明書（申請前六箇月以内のものに限る。以下同じ。）を添えて国土交通大臣に受験の申請をしなければならない。

##### ３

国土交通大臣は、試験期日の三十日前までにその試験を行う期日及び場所を当該申請者に通知しなければならない。

##### ４

第十八条及び第十九条の規定は、法第十一条の規定により準用する法第十条第四項の規定による試験について準用する。

#### 第十条（身体検査）

法第十三条第一項の国土交通省令で定める者は、別表第一による標準を満たしていない者とする。

##### ２

法第十三条第一項の規定による身体検査は、特別の事情がある場合のほか、毎年十月に次項の規定により定められた期日に国土交通大臣の定める医師の別表第一に掲げる検査各項目についての健康証明書（申請前六箇月以内のものに限る。）に基づき行うものとする。

##### ３

国土交通大臣は、法第十三条第一項及び第二項の規定による身体検査を行うときは、期日及び場所を定めて当該水先人に通知しなければならない。

## 第三章　水先人試験

#### 第十一条（期日等の公示）

国土交通大臣は、あらかじめ水先人試験を行う期日及び場所並びに受験申請書の提出期限その他必要な事項を官報で公示しなければならない。

#### 第十二条（試験の施行）

水先人試験は、水先修業生及び登録水先人養成施設の課程を修了して一年以内の者に対して行う。

##### ２

国土交通大臣は、筆記試験を受けることができなかつた者又は筆記試験に合格した者であつて口述試験を受けることができなかつた者に対して、それぞれ筆記試験又は口述試験の追試験を行うことができる。

##### ３

国土交通大臣は、筆記試験又は口述試験を受け、これに合格しなかつた者に対して、それぞれ筆記試験又は口述試験の全部又は一部（法第七条第四項各号に掲げる事項のうち基準点に達しなかつたものに限る。）について追試験を行うことができる。

#### 第十三条

削除

#### 第十四条（受験の申請）

水先人試験を受けようとする者は、第五号様式による受験申請書に写真（単独、上半身、脱帽、正面で申請前六箇月以内に撮影した手札形台紙なしのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）及び次に掲げる書類を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。

###### 一

戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（水先人にあつては、水先免状の写しをもつて代えることができる。）

###### 二

水先人でない者にあつては、海技免状の写し

###### 三

水先修業生にあつては登録水先人養成施設の課程を修習中であることを証明する書類、当該課程を修了している者にあつては当該課程を修了したことを証明する書類

###### 四

第六号様式による履歴書

###### 五

国土交通大臣の定める医師の別表第一に掲げる検査各項目についての健康証明書

###### 六

第十七条の規定により学術試験の一部を免除する者にあつては、水先免状の写し

##### ２

前項第四号の履歴書に記載すべき履歴は、次に掲げる書類によつて証明しなければならない。

###### 一

法第五条第一項第一号及び第一条の五第一号の履歴は、船員手帳又はこれに準ずべき証明書

###### 二

第一条の五第二号の履歴は、これを証明するに足りる書類

#### 第十五条（身体検査の標準）

法第七条第三項の身体検査の合格標準は、別表第一による。

#### 第十六条（学術試験）

法第七条第四項第五号に規定する事項は、次のとおりとする。

###### 一

水先法

###### 二

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）

###### 三

英語（水先の業務遂行上必要な事項について意思を疎通できる程度）

#### 第十七条（水先人試験の学術試験の一部免除）

法第四条第二項各号に掲げる資格について水先人試験を受ける者がその受ける水先人試験に係る資格より下級の資格の同一の水先区の水先人である場合は、法第八条第一項の規定により、学術試験のうち前条第一号及び第三号に掲げる事項を免除する。

##### ２

法第四条第二項各号に掲げる資格について水先人試験を受ける者がその受ける水先人試験に係る資格と同一の資格の他の水先区の水先人である場合は、法第八条第二項の規定により、学術試験のうち前条第一号及び第三号に掲げる事項を免除する。

#### 第十八条（試験の停止等）

水先人試験に関して次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者について受験を停止させ、又はその試験の全部若しくは一部を無効とすることができる。

###### 一

履歴を偽つて受験の申請をした者

###### 二

受験禁止中の者

###### 三

その他試験に関し不正の行為があつた者

#### 第十九条（合格の通知）

水先人試験に合格した者には、その旨を通知する。

## 第四章　水先及び水先区

#### 第二十条（水先人の員数）

法第三十四条の規定による各水先区の水先人の最低の員数は、別表第二のとおりとする。

#### 第二十一条（強制水先）

法第三十五条第一項本文の規定による国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

###### 一

防衛省の船舶

###### 二

海難の救助に従事する船舶

###### 三

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第三項の定期航路事業（海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第一条第二項の外航定期航路事業を除く。）に使用する船舶

#### 第二十二条

法第三十五条第一項ただし書の規定による航海に従事した実歴（以下「航海の実歴」という。）は、次の表の第一欄に掲げる港又は水域において、同表の第二欄に掲げる船舶を運航しようとする場合にあつては、それぞれ同表の第三欄に掲げる船舶の船長として、同項ただし書の規定による地方運輸局長の認定（以下「認定」という。）の申請前一年間に同表の第四欄に掲げる回数以上当該港又は当該水域における航海に従事したこととする。

##### ２

前項の規定にかかわらず、前回の認定を受けてから四年以内に当該認定に係る港又は水域について再び認定を受けようとする場合（次の表の上欄に掲げる船舶に係る認定を受けようとする場合にあつては、前回の認定がそれぞれ同表の下欄に掲げる船舶に係るものである場合に限る。）の航海の実歴は、当該港又は当該水域において、前項の表の第二欄に掲げる船舶を運航しようとする場合にあつては、それぞれ同表の第三欄に掲げる船舶の船長として、その認定の申請前一年間に四回以上当該港又は当該水域における航海に従事したこととする。

#### 第二十二条の二

認定（東京湾区、伊勢三河湾区、大阪湾区、備讃瀬戸区及び来島区に係るものを除く。）を受けようとする者は、第七号様式による航海実歴認定申請書に、第八号様式による航海実歴書であつて当該港の港長が入出港届（港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第二条の規定により入出港届を提出することを要しない船舶の船長の航海の実歴については、航海日誌その他の資料）に照らし相違ない旨の証明をしたもの（関門区の区域を通過しようとする船舶の船長の航海の実歴については、第八号様式による航海実歴書及び当該航海実歴書に記載された航海の事実を証する書類）及び船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定に基づく海技免状又はこれに類する書類の写しを添えて、当該港の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。

##### ２

東京湾区、伊勢三河湾区、大阪湾区、備讃瀬戸区又は来島区に係る認定を受けようとする者は、第七号様式による航海実歴認定申請書に、第八号様式による航海実歴書、当該航海実歴書に記載された航海の事実を証する書類及び船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定に基づく海技免状又はこれに類する書類の写しを添えて、東京湾区については関東運輸局長に、伊勢三河湾区については中部運輸局長に、大阪湾区については近畿運輸局長又は神戸運輸監理部長に、備讃瀬戸区については中国運輸局長又は四国運輸局長に、来島区については四国運輸局長に提出しなければならない。

#### 第二十二条の三

認定は、第九号様式による航海実歴認定書を交付して行う。

##### ２

前項の航海実歴認定書は、当該認定を前回の認定後二年以内に行う場合は、前回の認定の際交付した航海実歴認定書と引き換えに交付するものとする。

#### 第二十二条の四

第四条並びに第五条第一項及び第二項の規定は、認定を受けた者に準用する。

#### 第二十二条の五

令第五条の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

###### 一

次に掲げる設備を備えていること。

###### 二

横浜川崎区の区域を航行する船舶又は関門特例区域を航行する船舶であつて関門区の区域を通過しないものにあつては、危険物積載船以外の船舶であること。

###### 三

船舶の乗組員のうち、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「条約」という。）によりその資格に応じ適当かつ有効な証明書を受有することを要求されている者が、締約国が発給した条約に適合する資格証明書又はこれに代わる臨時業務許可証を受有していること。

###### 四

条約に定める航海当直の基準に従つた航海当直を実施していること。

###### 五

令第五条に定める港又は水域において船舶を安全に運航するために必要な知識及び技能について国土交通大臣が定める基準に達する者が船長として乗り組んでいること。

###### 六

法その他の法令の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者が船長として乗り組んでいないこと。

#### 第二十二条の六

令第五条の港則法第五条第一項の規定により国土交通省令で定める区域であつて国土交通省令で定めるものは、港則法施行規則別表第一の関門港若松区第一区から第四区までの区域とする。

#### 第二十二条の七（水先業務用施設）

法第三十九条の水先業務に必要な施設であつて国土交通省令で定めるものは、水先船とする。

#### 第二十三条（水先料の上限の認可申請）

法第四十六条第二項の規定により水先料の上限の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次の事項を記載した水先料上限設定認可申請書又は水先料上限変更認可申請書を提出しなければならない。

###### 一

氏名及び住所

###### 二

設定又は変更しようとする水先料の上限を適用する水先区

###### 三

設定又は変更しようとする水先料の上限の種類、額及び適用方法（変更の認可申請の場合は、新旧の対照を明示すること。）

###### 四

変更の認可申請の場合は、変更を必要とする理由

##### ２

前項の申請書には、原価計算書その他水先料の上限の額の算出の基礎を記載した書類を添付しなければならない。

##### ３

次に掲げる場合には、前項の書類の添付を省略することができる。

###### 一

申請する水先料が国土交通大臣が前項の書類の添付の必要がないと認める場合として公示したものに該当するとき。

###### 二

前号に掲げる場合のほか、水先料の上限の設定又は変更の認可を申請する場合であつて、国土交通大臣が必要がないと認めたとき。

##### ４

水先人は、法第四十六条第四項の規定により届け出るべき水先料を同条第二項の認可を受けた水先料の上限の種類、額及び適用方法と同じものとしようとする場合にあつては、第一項の申請書にその旨を記載した書類を添付することができる。

#### 第二十三条の二（水先料の届出）

法第四十六条第四項の規定により水先料の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該水先料の実施予定日の三十日前までに、次の事項を記載した水先料設定届出書又は水先料変更届出書を提出しなければならない。

###### 一

氏名及び住所

###### 二

設定又は変更しようとする水先料を適用する水先区

###### 三

設定又は変更しようとする水先料の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。）

###### 四

実施予定日

###### 五

変更の届出の場合は、変更を必要とする理由

##### ２

次に掲げる場合には、前項中「当該水先料の実施予定日の三十日前までに」とあるのは「あらかじめ」と読み替えるものとする。

###### 一

当該水先区について他の水先人が現に適用している水先料と同一の水先料の設定又は変更の届出をする場合

###### 二

前号に掲げる場合のほか、法第四十六条第五項に該当しないものとして国土交通大臣が必要がないと認めたとき。

#### 第二十三条の二の二（水先約款の届出）

水先人は、法第四十七条第一項の規定により水先約款の設定又は変更の届出をしようとするときは、次の事項を記載した水先約款設定届出書又は水先約款変更届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

###### 一

氏名及び住所

###### 二

設定し、又は変更しようとする水先約款（変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。）

###### 三

実施予定期日

###### 四

変更の届出の場合は、変更を必要とする理由

## 第五章　水先人会及び日本水先人会連合会

#### 第二十三条の三（水先人会の会則の認可）

水先人又は水先人会は、法第四十九条第一項又は第三項の規定により水先人会の会則の設定又は変更の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した会則設定認可申請書又は会則変更認可申請書を水先人会の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。

###### 一

水先人又は水先人会の代表者の氏名及び住所

###### 二

設定し、又は変更しようとする会則（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。）

###### 三

実施予定期日

###### 四

変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由

##### ２

前項の会則変更認可申請書には、次の書類を添付するものとする。

###### 一

代表者の資格を証する書類

###### 二

変更が会則の定めるところによりなされたことを証する書類

##### ３

法第四十九条第三項ただし書に規定する国土交通省令で定める事項は、水先人会の事務所の所在地とする。

#### 第二十三条の三の二（財務諸表等の閲覧期間）

法第五十四条（法第五十八条において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める期間は、五年とする。

#### 第二十三条の三の三（日本水先人会連合会の会則の認可）

水先人会又は日本水先人会連合会は、法第五十六条第一項又は法第五十八条において準用する法第四十九条第三項の規定により日本水先人会連合会の会則の設定又は変更の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した会則設定認可申請書又は会則変更認可申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

###### 一

水先人会又は日本水先人会連合会の代表者の氏名及び住所

###### 二

設定し、又は変更しようとする会則（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。）

###### 三

実施予定期日

###### 四

変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由

##### ２

前項の会則変更認可申請書には、次の書類を添付するものとする。

###### 一

代表者の資格を証する書類

###### 二

変更が会則の定めるところによりなされたことを証する書類

##### ３

法第五十八条において準用する法第四十九条第三項ただし書に規定する国土交通省令で定める事項は、日本水先人会連合会の事務所の所在地とする。

## 第六章　監督

#### 第二十三条の四（意見の聴取の通知の方法）

交通政策審議会（以下「審議会」という。）は、意見の聴取を行うに当たつては、意見の聴取を行うべき期日までに相当な期間をおいて、法第五十九条から第六十一条までの規定による処分（以下「免許の取消等の処分」という。）の名あて人となるべき水先人に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

###### 一

予定される免許の取消等の処分の内容及び根拠となる法令の条項

###### 二

免許の取消等の処分の原因となる事実

###### 三

意見の聴取の期日及び場所

###### 四

意見の聴取を行う審議会に関する庶務を所掌する組織の名称及び所在地

##### ２

前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

###### 一

意見の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見の聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

###### 二

意見の聴取が終結する時までの間、国土交通大臣に対し、当該免許の取消等の処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

##### ３

審議会は、免許の取消等の処分の名あて人となるべき水先人の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その水先人の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに審議会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を官報に公示することによつて行うことができる。

#### 第二十三条の五（代理人）

前条第一項の通知を受けた水先人（同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

##### ２

代理人は、各自、当事者のために、意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。

##### ３

代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

##### ４

代理人がその資格を失つたときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を審議会に届け出なければならない。

#### 第二十三条の六（参加人）

第二十三条の八の規定により意見の聴取を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて当該免許の取消等の処分の根拠となる法令に照らし当該免許の取消等の処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第二項第六号において「関係人」という。）に対し、当該意見の聴取に関する手続に参加することを求め、又は当該意見の聴取に関する手続に参加することを許可することができる。

##### ２

前項の規定により当該意見の聴取に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

##### ３

前条第二項から第四項までの規定は、前項の代理人について準用する。

#### 第二十三条の七（文書等の閲覧）

法第六十二条第三項の規定は、当該免許の取消等の処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人について準用する。

##### ２

法第六十二条第三項及び前項の規定は、当事者及び同項の免許の取消等の処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（第二十三条の十三第三項において「当事者等」という。）がその意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となつた資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

##### ３

国土交通大臣は、法第六十二条第三項及び前二項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

#### 第二十三条の八（意見の聴取の主宰）

意見の聴取は、審議会が指名する審議会の委員が主宰する。

##### ２

次の各号のいずれかに該当する者は、意見の聴取を主宰することができない。

###### 一

当該意見の聴取の当事者又は参加人

###### 二

前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

###### 三

第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人

###### 四

前三号に規定する者であつたことのある者

###### 五

第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

###### 六

参加人以外の関係人

#### 第二十三条の九（意見の聴取の期日における審理の方式）

主宰者は、最初の意見の聴取の期日の冒頭において、免許の取消等の処分に関する事務を所掌する組織の職員に、予定される免許の取消等の処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を意見の聴取の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

##### ２

当事者又は参加人は、意見の聴取の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て前項の職員に対し質問を発することができる。

##### ３

前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

##### ４

主宰者は、意見の聴取の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は第一項の職員に対し説明を求めることができる。

##### ５

主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであつても、意見の聴取の期日における審理を行うことができる。

##### ６

意見の聴取の期日における審理は、審議会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

#### 第二十三条の十（陳述書等の提出）

当事者又は参加人は、意見の聴取の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、意見の聴取の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

##### ２

主宰者は、意見の聴取の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

#### 第二十三条の十一（続行期日の指定）

主宰者は、意見の聴取の期日における審理の結果、なお意見の聴取を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

##### ２

前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の意見の聴取の期日及び場所を書面により通知しなければならない。

##### ３

第二十三条の四第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。

#### 第二十三条の十二（当事者の不出頭等の場合における意見の聴取の終結）

主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく意見の聴取の期日に出頭せず、かつ、第二十三条の十第一項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が意見の聴取の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見の聴取を終結することができる。

##### ２

主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が意見の聴取の期日に出頭せず、かつ、第二十三条の十第一項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の意見の聴取の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに意見の聴取を終結することとすることができる。

#### 第二十三条の十三（意見の聴取調書及び報告書）

主宰者は、意見の聴取の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、免許の取消等の処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

##### ２

前項の調書は、意見の聴取の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかつた場合には意見の聴取の終結後速やかに作成しなければならない。

##### ３

主宰者は、意見の聴取の終結後速やかに、免許の取消等の処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第一項の調書とともに審議会に提出しなければならない。

##### ４

当事者又は参加人は、第一項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

#### 第二十三条の十四（意見の聴取の再開）

審議会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第三項の規定により提出された報告書を返戻して意見の聴取の再開を命ずることができる。

#### 第二十三条の十五（意見の聴取を経てされる意見の決定）

審議会は、法第六十二条第一項の規定による意見を決定しようとするときは、第二十三条の十三第一項の調書の内容及び同条第三項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

#### 第二十四条（報告）

次の表の第一欄に掲げる者は、同表の第二欄に掲げる事項を、同表の第三欄に掲げる期限により、同表の第四欄に掲げる者に報告しなければならない。

##### ２

前項の表第一号及び第二号に係る報告は、第十号様式による水先実績調及び第十一号様式による水先業務用施設現況調によらなければならない。

##### ３

第一項の表第三号及び第四号、第五号、第六号、第七号並びに第八号に係る報告をするときは、それぞれ、財務諸表等、履歴書及び就任承諾書、就業報告書、休業報告書並びに休業変更報告書を提出しなければならない。

#### 第二十四条の二（証票の様式）

法第六十九条第二項において準用する法第二十六条第二項の証票の様式は、第十二号様式によるものとする。

## 第七章　雑則

#### 第二十五条（手数料）

法第七十一条の国土交通省令で定める額は次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

###### 一

法第七条第四項の筆記試験を申請する者（次号及び第三号に掲げる者を除く。）

###### 二

法第七条第四項の筆記試験を申請する者のうち、法第八条第一項の規定により学術試験の一部の免除を受ける者

###### 三

法第七条第四項の筆記試験を申請する者のうち、法第八条第二項の規定により学術試験の一部の免除を受ける者

###### 四

法第七条第四項の口述試験を申請する者（次号及び第六号に掲げる者を除く。）

###### 五

法第七条第四項の口述試験を申請する者のうち、法第八条第一項の規定により学術試験の一部の免除を受ける者

###### 六

法第七条第四項の口述試験を申請する者のうち、法第八条第二項の規定により学術試験の一部の免除を受ける者

###### 七

法第十条第四項（法第十一条において準用する場合を含む。）の規定により、筆記試験を申請する者

###### 八

法第十条第四項（法第十一条において準用する場合を含む。）の規定により、口述試験を申請する者

###### 九

水先人の免許の有効期間の更新を申請する者

###### 十

法第十三条第一項又は第二項の規定により身体検査を受ける者

##### ２

水先免状の再交付を受けようとする者は、四千円の手数料を納付しなければならない。

##### ３

前項及び法第七十一条の手数料は、手数料に相当する収入印紙を申請書又は第十三号様式の納付書にはつて納付しなければならない。

##### ４

既に納めた手数料は、返さない。

#### 第二十六条（書類の提出）

この規則の定めるところにより申請書、水先免状、届出書その他の書類を国土交通大臣に提出する場合には、第一条の二第一項、第九条第二項若しくは第四項、第九条の三第二項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項又は第二十三条の二の二第一項の規定によるものについては、提出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長を、第四条、第五条第一項若しくは第二項、第六条第一項、第七条第一項又は第二十四条第一項の表第六号から第八号までの規定によるものについては、提出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長又は提出者の住所地を管轄する地方運輸局長、運輸支局長若しくは海事事務所長を、第十四条の規定によるものについては、試験を行う場所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由しなければならない。

# 附　則

この省令は、法（第五章の規定を除く。）施行の日から施行する。

##### ２

水先法施行細則（明治三十二年逓信省令第三十三号）及び水先人試験規程（明治三十二年逓信省令第三十四号）は廃止する。

##### ３

法附則第三項の規定により法（第五章の規定を除く。）施行の日に法の規定による水先区について水先人の免許を受けたものとみなされる者は、法（第五章の規定を除く。）施行の日から十日以内に、本籍、住所、氏名、出生の年月日及び交付を請求する水先区の名称を記載した水先免状交付申請書に旧水先免状、水先法令書及び第一条の規定による写真二葉を添え、管轄海上保安本部を経由して海上保安庁長官に提出しなければならない。

##### ４

前項の場合において、水先法施行細則の規定による内海水先区についての水先免状を受有する者が、法の規定による阪神水先区、関門水先区及び内海水先区のうちいづれかの水先区又は二以上の水先区についての水先免状の交付を申請するときは、法公布の日以前二年間に申請する水先区の区域において業務に従事したことを管轄海上保安本部長が証明する書類を申請書に添えて提出しなければならない。

##### ５

この省令施行前からその施行後まで引き続いて水先をする場合における水先料は、従前の例により算定するものとする。

##### ６

水先法施行細則又は水先人試験規程の規定によりした処分、手続その他の行為は、この省令中これに相当する規定がある場合には、この省令の規定によりしたものとみなす。

# 附　則（昭和二五年五月二三日運輸省・経済安定本部令第一号）

この命令は、公布の日から施行し、昭和二十五年三月二十二日から適用する。

# 附　則（昭和二六年四月九日運輸省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二七年一月二一日運輸省令第三号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月十五日から適用する。

# 附　則（昭和二七年八月一九日運輸省令第六九号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年八月一日から適用する。

# 附　則（昭和二八年四月一日運輸省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二八年八月一日運輸省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二八年一〇月二九日運輸省令第六六号）

この省令は、昭和二十八年十一月一日から施行する。

# 附　則（昭和二九年五月一一日運輸省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三〇年四月二一日運輸省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三四年一二月二四日運輸省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三六年六月二四日運輸省令第三五号）

この省令は、昭和三十六年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和三八年五月四日運輸省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三八年一〇月一日運輸省令第四二号）

この省令は、昭和三十八年十月七日から施行する。

# 附　則（昭和三九年六月五日運輸省令第四五号）

この省令は、昭和三十九年六月十一日から施行する。

# 附　則（昭和三九年一一月二一日運輸省令第八〇号）

この省令は、昭和三十九年十二月一日から施行する。

# 附　則（昭和四〇年六月二六日運輸省令第四四号）

この省令は、昭和四十年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和四二年六月二三日運輸省令第三四号）

この省令は、昭和四十二年七月十五日から施行する。

# 附　則（昭和四二年六月二九日運輸省令第三八号）

この省令は、昭和四十二年八月一日から施行する。

# 附　則（昭和四三年四月一二日運輸省令第一三号）

この省令は、昭和四十三年四月十七日から施行する。

# 附　則（昭和四三年四月二五日運輸省令第一八号）

この省令は、昭和四十三年五月一日から施行する。

# 附　則（昭和四四年三月二五日運輸省令第四号）

この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和四四年四月二五日運輸省令第二七号）

この省令は、昭和四十四年五月一日から施行する。

# 附　則（昭和四四年六月一四日運輸省令第三六号）

この省令は、昭和四十四年六月二十日から施行する。

# 附　則（昭和四五年四月六日運輸省令第二一号）

この省令は、昭和四十五年四月十日から施行する。

# 附　則（昭和四五年六月九日運輸省令第四六号）

この省令は、昭和四十五年六月十日から施行する。

# 附　則（昭和四六年七月二〇日運輸省令第五〇号）

この省令は、昭和四十六年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和四七年五月一三日運輸省令第三二号）

この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

# 附　則（昭和四七年六月五日運輸省令第四〇号）

この省令は、昭和四十七年六月十五日から施行する。

# 附　則（昭和四八年一月二三日運輸省令第二号）

この省令は、昭和四十八年二月一日から施行する。

# 附　則（昭和四八年九月二七日運輸省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四九年七月二〇日運輸省令第三一号）

この省令は、昭和四十九年八月一日から施行する。

# 附　則（昭和五〇年五月一日運輸省令第一八号）

この省令は、昭和五十年五月十五日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にしている水先に係る水先料については、なお従前の例による。

# 附　則（昭和五〇年七月二日運輸省令第二四号）

この省令は、昭和五十年七月十日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にしている水先に係る水先料については、なお従前の例による。

# 附　則（昭和五一年七月九日運輸省令第二八号）

この省令は、昭和五十一年七月二十日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にしている水先に係る水先料については、なお従前の例による。

# 附　則（昭和五一年一〇月二六日運輸省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に交付した従前の様式による水先免状は、改正後の第二号様式による水先免状とみなす。

# 附　則（昭和五一年一二月二一日運輸省令第四六号）

この省令は、昭和五十二年一月一日から施行する。

# 附　則（昭和五二年三月二四日運輸省令第六号）

この省令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和五二年六月二五日運輸省令第一七号）

この省令は、昭和五十二年七月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にしている水先に係る水先料については、なお従前の例による。

# 附　則（昭和五三年三月二七日運輸省令第一一号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和五三年七月一三日運輸省令第四一号）

この省令は、昭和五十三年七月十五日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にしている水先に係る水先料については、なお従前の例による。

# 附　則（昭和五三年一〇月二八日運輸省令第五三号）

この省令は、昭和五十三年十一月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にしている水先に係る水先料については、なお従前の例による。

# 附　則（昭和五三年一二月二六日運輸省令第六六号）

この省令は、昭和五十四年一月一日から施行する。

# 附　則（昭和五四年一一月二二日運輸省令第四一号）

この省令は、昭和五十四年十二月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に改正前の水先法施行規則の規定による認定を受けている者は、改正後の水先法施行規則の規定による総トン数二万トン以上の船舶について認定を受けたものとみなす。

# 附　則（昭和五六年三月二五日運輸省令第七号）

この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和五六年三月三〇日運輸省令第一二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。

# 附　則（昭和五六年七月七日運輸省令第三六号）

この省令は、昭和五十六年七月十日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にしている水先に係る水先料については、なお従前の例による。

# 附　則（昭和五七年三月一一日運輸省令第三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、船舶のトン数の測度に関する法律（以下「法」という。）の施行の日（昭和五十七年七月十八日）から施行する。

# 附　則（昭和五八年五月二四日運輸省令第二四号）

この省令は、昭和五十八年七月一日より施行する。

# 附　則（昭和五九年三月一九日運輸省令第四号）

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

# 附　則（昭和五九年六月二二日運輸省令第一八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

#### 第三条

この省令の施行前に海運局支局長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした処分等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運局支局長に対してした申請等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に対してした申請等とみなす。

# 附　則（昭和五九年七月四日運輸省令第二一号）

この省令は、昭和五十九年七月七日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にしている水先に係る水先料については、なお従前の例による。

# 附　則（昭和五九年一二月四日運輸省令第三七号）

この省令は、昭和六十年六月一日から施行する。

# 附　則（昭和六〇年四月二五日運輸省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和六〇年六月一五日運輸省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和六〇年七月九日運輸省令第二六号）

この省令は、昭和六十年七月十五日から施行する。

##### ２

第二条の規定の施行の際現にしている水先に係る水先料については、なお従前の例による。

# 附　則（昭和六二年三月二五日運輸省令第二五号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

# 附　則（昭和六二年一二月二五日運輸省令第六六号）

この省令は、昭和六十三年一月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にしている水先に係る水先料については、なお従前の例による。

# 附　則（昭和六三年六月二七日運輸省令第一八号）

この省令は、昭和六十三年七月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にしている水先に係る水先料については、なお従前の例による。

# 附　則（昭和六三年七月一二日運輸省令第二三号）

この省令は、昭和六十三年七月二十日から施行する。

# 附　則（平成元年三月二八日運輸省令第一〇号）

この省令は、平成元年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にしている水先に係る水先料については、改正後の水先法施行規則第二十三条の規定を適用する。

# 附　則（平成三年三月二二日運輸省令第二号）

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

# 附　則（平成四年六月二六日運輸省令第二〇号）

この省令は、平成四年七月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にしている水先に係る水先料については、なお従前の例による。

# 附　則（平成四年一二月九日運輸省令第三五号）

この省令は、平成四年十二月十五日から施行する。

# 附　則（平成五年二月一日運輸省令第二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成六年三月二九日運輸省令第九号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

# 附　則（平成六年三月三〇日運輸省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

###### 一

略

###### 二

第三十条の規定

# 附　則（平成六年九月三〇日運輸省令第四六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

#### 第三条（聴聞に関する規定の整備に伴う経過措置）

この省令の施行前に運輸省令の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この省令による改正後の関係省令の相当規定により行われたものとみなす。

# 附　則（平成八年三月二五日運輸省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成九年三月二一日運輸省令第一五号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

# 附　則（平成九年三月二四日運輸省令第一六号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

##### ３

この省令の施行の際現にしている水先に係る水先料については、第二条の規定による改正後の水先法施行規則第二十三条の規定を適用する。

# 附　則（平成九年一〇月一七日運輸省令第七一号）

この省令は、平成九年十月二十四日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にしている水先に係る水先料については、なお従前の例による。

# 附　則（平成九年一二月一五日運輸省令第七八号）

この省令は、平成十年一月一日から施行する。

# 附　則（平成一〇年一月二一日運輸省令第二号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にしている水先に係る水先料については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一〇年六月一二日運輸省令第三四号）

この省令は、平成十年七月一日から施行する。

# 附　則（平成一一年六月二八日運輸省令第三四号）

この省令は、平成十一年七月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にこの省令による改正前の水先法施行規則の規定による横浜区（水先法施行令の一部を改正する政令（平成十一年政令第百九十九号）による改正前の水先法施行令別表第二の横浜区をいう。以下同じ。）に係る航海の実歴の認定を受けている者は、この省令による改正後の水先法施行規則（以下「新規則」という。）の規定による横浜川崎区に係る航海の実歴の認定を受けたものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現に横浜区において新規則第二十二条の五に規定する危険物を積載していない総トン数三百トン以上三千トン未満の船舶の船長として航海に従事した実歴を有する者は、新規則第二十二条第一項の規定の適用については、横浜川崎区において総トン数三千トン以上の船舶の船長として航海に従事した実歴を有するものとみなす。

# 附　則（平成一二年三月二日運輸省令第八号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

##### ２

民法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの省令による改正規定の適用については、第三条の規定による自動車登録番号標交付代行者規則第三条第四号ハの改正規定を除き、なお従前の例による。

# 附　則（平成一二年三月二二日運輸省令第九号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

# 附　則（平成一二年三月二八日運輸省令第一二号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にしている水先に係る水先料については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一二年一一月二九日運輸省令第三九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令による改正前の船員法施行規則第十七号書式による災害補償審査（仲裁）申請書、水先法施行規則第一号様式による水先人免許申請書、第三号様式による水先免状再交付申請書、第四号様式による水先人免許更新申請書、第五号様式による水先人試験第一次・第二次受験申請書並びに第十二号様式による納付書、自動車登録番号標交付代行者規則別記様式による標識、自動車整備士技能検定規則第一号様式による自動車整備士技能検定申請書、自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書、道路運送車両法施行規則第一号様式の三による封印取付受託者の標識、第四号様式による回送運行許可証、第十二号様式の三による検査標章、第十五号様式による軽自動車届出書、第十六号様式による軽自動車届出済証、第十七号様式の二による臨時運転番号標貸与証並びに第十七号様式の三による軽自動車届出済証記入申請書、船舶職員法施行規則別記様式による海技免状引換え申請書、第二号様式による海技従事者免許申請書、第三号様式による限定解除申請書、第六号様式による登録事項（海技免状）訂正申請書、第七号様式による海技免状更新申請書、第九号様式による海技免状再交付申請書、第十一号様式その一による海技士（航海）・海技士（機関）・海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格に係る海技従事者国家試験申請書（一）、第十一号様式その二による小型船舶操縦士の資格に係る海技従事者国家試験申請書、第十三号様式による船舶職員養成の実施状況報告書、第十五号様式による乗組み基準特例許可申請書、第十五号様式の二による締約国資格受有者承認申請書・登録事項（承認証）訂正申請書・承認証再交付申請書、第十六号様式その一による納付書並びに第十六号様式その二による納付書、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一号様式による衛生管理者資格認定申請書、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十号様式による登録事項等通知書、第十一号様式による抹消登録証明書、第十二号様式から第十四号様式までによる登録事項等証明書、第十五号様式による自動車検査証、第十六号様式による自動車検査証返納証明書、第十七号様式による自動車予備検査証並びに第十八号様式による限定自動車検査証、旅行業法施行規則第一号様式による新規登録申請書、変更登録申請書及び更新登録申請書、第三号様式による旅行業者登録簿及び旅行業者代理業者登録簿、第四号様式による登録事項変更届出書、第五号様式による変更届出添付書類、第六号様式による取引額報告書、第十一号様式及び第十二号様式による旅行業登録票並びに第十三号様式及び第十四号様式による旅行業者代理業登録票、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第十号様式による変更承認申請書並びに船舶料理士に関する省令第一号様式による船舶料理士資格証明書交付申請書及び第三号様式による船舶料理士資格証明書再交付申請書は、この省令による改正後のそれぞれの書式又は様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

# 附　則（平成一三年三月二九日国土交通省令第六一号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にしている水先に係る水先料については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一三年八月二一日国土交通省令第一一九号）

この省令は、平成十三年九月十日から施行する。

# 附　則（平成一三年一一月一日国土交通省令第一三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一四年四月一日国土交通省令第五三号）

この省令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成一四年五月二八日国土交通省令第六四号）

この省令は、平成十四年六月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にしている水先に係る水先料については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一四年六月二一日国土交通省令第七一号）

この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にこの省令による改正前の水先法施行規則の規定による関門区（水先法施行令別表第二の関門区をいう。以下同じ。）に係る航海の実歴の認定を受けている者は、この省令による改正後の水先法施行規則（以下「新規則」という。）の規定による関門区に係る航海の実歴の認定を受けたものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現に関門区のうち新規則第二十二条の五に規定する区域を除く区域において新規則第二十二条の六に規定する危険物を積載していない総トン数三百トン以上三千トン未満の船舶の船長として航海に従事した実歴（港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第十二条の規定により国土交通省令で定める航路の区域（以下「関門港航路区域」という。）のみを航行し、関門区の区域を通過した場合に係るものを除く。）を有する者は、新規則第二十二条第一項の規定の適用については、関門区において、関門港航路区域のみを航行し、関門区の区域を通過した船舶以外の船舶であって総トン数三千トン以上のものの船長として航海に従事した実歴を有するものとみなす。

# 附　則（平成一四年一二月一六日国土交通省令第一一五号）

この省令は、平成十五年一月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にしている水先に係る水先料については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一六年三月二五日国土交通省令第二四号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にしている水先に係る水先料については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一六年三月二六日国土交通省令第二八号）

この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

# 附　則（平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一七年三月一六日国土交通省令第一六号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にしている水先に係る水先料については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一七年四月一日国土交通省令第四六号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にこの省令による改正前の水先法施行規則（以下「旧規則」という。）の規定による航海の実歴の認定を受けている者は、当該認定に係る港又は水域及び船舶の範囲内において、この省令による改正後の水先法施行規則（以下「新規則」という。）の規定による認定を受けたものとみなす。

##### ３

旧規則の規定による航海の実歴の認定を受けた者が当該認定を受けてから四年以内に新規則の規定による認定を受けようとする場合の新規則第二十二条第二項の適用については、同項中「一年間に四回」とあるのは、「二年間に一回」とする。

##### ４

新規則の規定による航海の実歴の認定を受けようとする者が当該認定に係る港又は水域において船舶を安全に運航するために必要な知識及び技能を有していると認められる場合の新規則第二十二条第一項及び第二項に規定する回数については、当分の間、当該回数から当該知識及び技能の程度を勘案して国土交通大臣が定める回数を減じた回数とする。

# 附　則（平成一八年三月二七日国土交通省令第一四号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にしている水先に係る水先料については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一九年一月四日国土交通省令第一号）

この省令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

# 附　則（平成一九年三月一日国土交通省令第六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令による改正前の第二号様式による水先免状は、改正後の第二号様式による水先免状とみなす。

#### 第三条

この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

# 附　則（平成二〇年八月八日国土交通省令第七三号）

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の船員法施行規則第十六号書式による船員手帳、第十八号書式による証明書、第二十二号の二書式による証印、第二十二号の四書式による証印及び第二十三号書式による証明書、第二条の規定による改正前の水先法施行規則第二号様式による水先免状、第三条の規定による改正前の海上運送法施行規則第四号様式による証票、第四条の規定による改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第四号様式による海技免状、第十六号様式による承認証及び第二十号様式による操縦免許証、第五条の規定による改正前の航空法施行規則第三号様式による航空機登録証明書、第八号様式による耐空証明書、第二十号様式による技能証明書、第二十四号様式による航空身体検査証明書、第二十七号様式による航空機操縦練習許可書、第二十九号様式による運航管理者技能検定合格証明書及び第三十号様式による証票、第六条の規定による改正前の連合国財産の返還の請求の手続等に関する命令様式第一号による現状調査請求書及び様式第二号による返還請求書、第七条の規定による改正前の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第二号様式による衛生管理者適任証書、第八条の規定による改正前の道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、第九条の規定による改正前の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十二号様式による輸出抹消仮登録証明書及び第十四号様式による輸出予定届出証明書、第十条の規定による改正前の船舶料理士に関する省令第二号様式による船舶料理士資格証明書並びに第十一条に規定する改正前の船舶油濁損害賠償保障法施行規則第三号様式による保証契約証明書及び第十号様式による証票は、それぞれ第一条の規定による改正後の船員法施行規則第十六号書式による船員手帳、第十八号書式による証明書、第二十二号の二書式による証印、第二十二号の四書式による証印及び第二十三号書式による証明書、第二条の規定による改正後の水先法施行規則第二号様式による水先免状、第三条の規定による改正後の海上運送法施行規則第四号様式による証票、第四条の規定による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第四号様式による海技免状、第十六号様式による承認証及び第二十号様式による操縦免許証、第五条の規定による改正後の航空法施行規則第三号様式による航空機登録証明書、第八号様式による耐空証明書、第二十号様式による技能証明書、第二十四号様式による航空身体検査証明書、第二十七号様式による航空機操縦練習許可書、第二十九号様式による運航管理者技能検定合格証明書及び第三十号様式による証票、第六条の規定による改正後の連合国財産の返還の請求の手続等に関する命令様式第一号による現状調査請求書及び様式第二号による返還請求書、第七条の規定による改正後の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第二号様式による衛生管理者適任証書、第八条の規定による改正後の道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、第九条の規定による改正後の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十二号様式による輸出抹消仮登録証明書及び第十四号様式による輸出予定届出証明書、第十条の規定による改正後の船舶料理士に関する省令第二号様式による船舶料理士資格証明書並びに第十一条の規定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行規則第三号様式による保証契約証明書及び第十号様式による証票とみなす。

# 附　則（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

# 附　則（平成二四年六月二九日国土交通省令第六五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十四年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

# 附　則（平成二五年一二月二〇日国土交通省令第九九号）

この省令は、平成二十六年二月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に水先修業生である者及び登録水先人養成施設の課程を修了している者に係る水先人試験については、この省令による改正後の水先法施行規則第十二条第一項及び第十六条第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附　則（平成二七年七月二七日国土交通省令第五六号）

この省令は、水先法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第六十六号）の施行の日（平成二十七年八月一日）から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にこの省令による改正前の水先法施行規則の規定による横浜川崎区（水先法施行令（昭和三十九年政令第三百五十四号。以下「令」という。）別表第二の横浜川崎区をいう。以下同じ。）に係る航海の実歴の認定を受けている者は、この省令による改正後の水先法施行規則（以下「新規則」という。）の規定による横浜川崎区に係る航海の実歴の認定を受けたものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現に横浜川崎区において令第五条の表横浜川崎区の項に規定する海面及び同項に規定する運河水面を航行する船舶以外の船舶（以下「特定船舶」という。）であって総トン数三千トン以上一万トン未満のもの（危険物積載船を除く。）の船長として航海に従事した実歴を有する者は、新規則第二十二条第一項の規定の適用については、横浜川崎区において総トン数一万トン以上の特定船舶の船長として航海に従事した実歴を有するものとみなす。

# 附　則（平成三〇年一月一九日国土交通省令第四号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。